令和４年度京都府水防計画の改定について

令 和 4 年 6 月
建設交通部砂防課

京都府水防計画は、水防事務を円滑に実施することで、府内の河川及び海岸で発生する水害による被害を防止し、公共の安全を保持することを目的として定めるものです。令和 4 年度の主な改定内容は以下のとおりです。

1　危険度分布に関する表記の変更

気象庁が発表している、土砂災害・浸水害・洪水災害の危険度の高まりを示した「危険度分布」について、「キキクル」という名称に変更されるとともに、その内容に関する文言が修正されたため、「大雨警報・洪水警報等を補足する情報」等の関係箇所について表記を変更する。

修正の例　（大雨警報を補足する情報）

	種　類	内　容
新	浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で 1km 四方の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報。１時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。
旧	大雨警報（浸水害）の危険度分布	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で 1km 四方の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報（常時 10 分毎に更新）。

2　洪水予報発表基準の明確化

京都府と京都地方気象台が共同して行う洪水予報について、警戒レベル３相当である氾濫警戒情報（洪水警報）を発表する条件を追記し、発表基準をより明確にした。

洪水予報の種　類	発　表　基　準		警戒ﾚﾍﾞﾙ相当情報
氾濫警戒情報（洪水警報）	新	氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき※①、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき※②、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）※③、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）※④。	警戒レベル３相当情報
	旧	氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達し更に水位の上昇が見込まれるとき。	
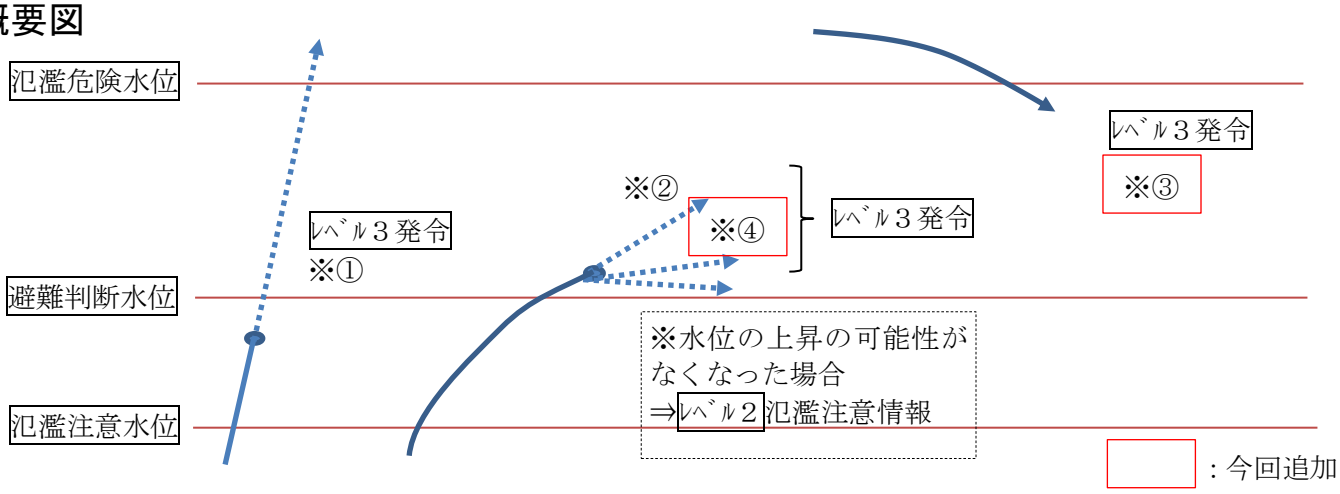
概要図